



発行 新潟県

号外 1

令和3年1月27日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

公 告

- 職員の懲戒免職処分（人事課）
職員の退職手当の支給制限処分（人事課）

公 告

職員の懲戒免職処分について（公告）

佐渡地域振興局県税部主事

新潟県事務職員 佐々木 聖也

地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号の規定により懲戒処分として免職する。

令和3年1月27日

新潟県知事 花角 英世

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」という。）に、新潟県人事委員会に対して審査請求をすることができる。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができない。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」という。）に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、提起することができる。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができる。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

ただし、出訴期間が経過する前に、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、出訴期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

職員の退職手当の支給制限処分について（公告）

佐渡地域振興局県税部主事

新潟県事務職員 佐々木 聖也

職員の退職手当に関する条例第15条第1項の規定による処分として、一般の退職手当等の全部を支払わないこととする。

令和3年1月27日

新潟県知事 花角 英世

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。